

令和 8 年 度

定期監査結果報告書

(令和 8 年 2 月～令和 8 年 4 月)

令和 8 年 6 月 3 日

可児市監査委員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定による監査

第2 期間及び対象

令和8年2月27日から令和8年4月28日まで

- (1) 市政企画部（人事課）
- (2) 経済交流部（商工振興課、観光課（現観光政策課）、農林課）
- (3) 市民文化部（文化スポーツ課、環境課）
- (4) こども健康部（保育課）
- (5) 建設部（建築指導課、施設住宅課、管理用地課）
- (6) 会計課
- (7) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究所）

第3 着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第4 主な実施内容

1 監査委員による質疑応答

被監査部署から業務実績、予算執行状況の説明を受けた後、監査委員から関係職員への質疑応答、施設の現地確認を行った。

2 事務局職員による確認

(1) 事務書類の処理状況の確認

被監査部署の契約事務、会計事務等の書類処理について、各種条例、規則、手引き等への適合可否を確認した。

(2) 現金取扱状況の確認

被監査部署の現金取扱状況（レジ、金庫、鍵の管理、入金手順、帳簿管理等）を確認した。

(3) 備品管理状況の確認

ア 現場において、被監査部署が購入した備品の現物及び管理シール貼付を確認した。

イ 被監査部署が廃棄した備品について、適正な廃棄事務処理が行われているかを確認した。

(4) 関係団体の事務上の管理状況の確認

被監査部署で事務取扱のある関係団体がある場合、その事務上の管理状況（通帳、印鑑の管理状況、帳簿、伝票の作成状況）を確認した。

第5 結果

各部署の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、概ね適正に実施されていると認められた。

また、各部署の事務書類の処理状況、現金取扱状況、備品管理状況、関係団体の事務上の管理状況の確認においても概ね適正に処理されているものと認められた。

今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第6 要望事項

【共通】

契約の基本は競争入札である。随意契約を行っている事業について、内容を精査し競争入札の余地がないか検討されたい。

【人事課】

職員の人材確保が難しい中、インターンシップ型採用を始める等の様々なアプローチを今後も継続されたい。各課からの職員の必要人数の算定に責任を持たせ、職員の負担に偏りが生じない組織となることを期待する。

【商工振興課】

勤労者総合福祉センターについては、設置目的と現在の利用実態が著しく乖離している。現状のまま漫然と維持・管理を続けるのではなく、利用者のニーズや土地・建物の所有関係を整理した上で、見直しを早期に行われたい。

【観光課（現観光政策課）】

履行場所や内容が共通する個別の契約は、集約した発注を検討することにより事務の効率化を図るとともに、スケールメリットによるコスト削減や契約の透明性を確保するなど、業務改善に取り組まれたい。

【農林課】

カニミライブへの支援については、法人の早期自立を図ることを主眼とし、市が関与する役割と範囲を明確に定義することで、行政組織としての適切な関与の徹底に努められたい。

【文化スポーツ課】

指定管理者との随意契約であっても、毎年の同額契約は不自然に感じる。コスト減や物価増を反映し、説明のつく積算を行われたい。

施策のターゲットと「ゴルフのまち可児」の振興という目的が乖離していないか精査し、実利的な成果（競技人口増や市外客誘致）を追求されたい。

【保育課】

時間外勤務の削減に成功したケースについては、その具体的な要因を分析し他のクラブへも積極的に横展開されたい。また、人件費高騰による委託料増は避けられないが、今後も適正な積算に努められたい。

【施設住宅課】

市営住宅の滞納額を減らしていくため、個々の状況を勘案しながら適切な手段で毅然として対処されたい。

【学校教育課、教育研究所】

学校備品は納品後、学校での管理になる。適切に管理されているか確認するため、所管課による検査の実施について検討されたい。